

令和7年度神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金の手引

令和7年4月25日

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

1 補助金の概要

F Cフォークリフト（燃料電池フォークリフト）の導入に要する経費の一部を補助します。

2 補助要件

- (1) 法人がF Cフォークリフトを導入する事業
- (2) リース事業者が、法人に対してリースするためにF Cフォークリフトを導入する事業

3 補助対象車両

- (1) 一般販売されている新車であること。
- (2) 神奈川県内で使用すること。
- (3) 車両販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。

4 補助事業者

F Cフォークリフトの導入について、環境省補助執行団体が交付する補助金（以下「環境省補助金という。」）の交付申請を行った法人、リース事業者

※ 車両をリースにより導入する場合は、使用者の同意を得てリース事業者と使用者が共同で補助事業者になるものとします。

5 補助対象経費

環境省補助金の補助対象経費と、当該車両と同規模・同等仕様である一般的なエンジン式車両の導入経費の差額とします。

6 補助金積算方法・上限額

補助対象経費に2分の1を乗じた額。ただし、上限額は500万円とします。

7 受付期間

令和7年4月25日（金）から令和7年12月26日（金）まで（郵送必着）

（予算額に達した場合は締め切ります。）

8 補助事業の流れ

- (1) 交付申請書の郵送

「10 提出書類 (1)申請に必要な書類」に記載の必要書類を郵送で提出してください。

- (2) 交付決定通知書の送付

申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。

交付決定前に事業に着手（納車・代金の支払完了）した場合、県の補助金は交付対象外に

なります。必ず交付決定日より後に事業に着手してください。

審査には1か月以上かかることがあります。申請書は補助事業の着手予定日の1か月以上前に提出してください。

(3) 車両の導入

交付決定日より後に納車・代金の支払完了、車両導入のための手続を進めてください。

納車・代金の支払は、全て令和8年3月24日(火)までに必ず完了させてください。

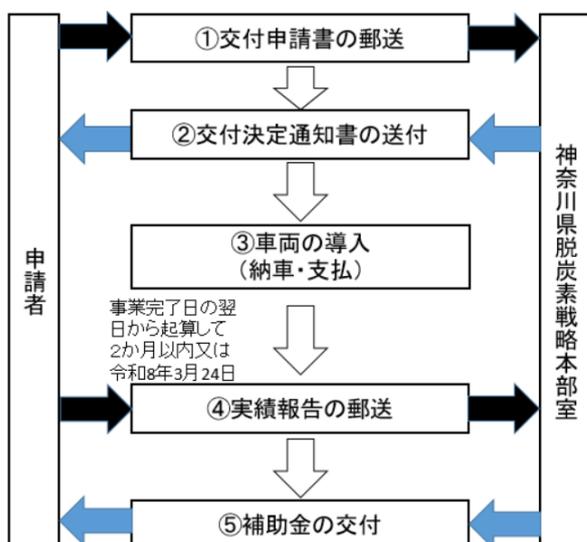
(4) 実績報告書の郵送

実績報告書を、納車・代金の支払完了のうち、最後の手続が終わった日の翌日から起算して2か月以内又は令和8年3月24日(火)のいずれか早い日までに提出してください。(郵送必着)

(5) 補助金の交付

実績報告書を審査し、補助の要件に適合した場合、補助金を交付します。

【事業実施の流れ】



9 その他の主な補助条件

- (1) 年度内(令和8年3月24日(火))に事業を完了し、実績報告書の提出が可能なこと。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例の対象に該当しないこと。当該確認のために神奈川県警察本部への照会を行うことについて了承すること。リースの場合もリース事業者及びリース使用者について神奈川県警察本部への照会を行います。
- (3) リースの場合、補助金相当額が使用者のリース料金に還元されること。
- (4) 補助事業により導入した車両については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、取り壊し、又は廃棄(以下「処分」といいます。)する場合には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあります。

10 提出書類

(1) 申請に必要な書類

ア 神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金交付申請書	別表6第1号様式	
イ 役員等氏名一覧表	別表6第1号様式別紙1	※1
ウ 申請者の本人確認書類	発行日から3か月以内の現在事項証明書又は履歴事項証明書(原本又は写し)	※1
エ 共同申請同意書(リース事業の場合のみ)	別表6第1号様式別紙2	
オ 利益等の排除に関する書類		※2
カ 環境省補助金の交付申請書の写し		
キ 環境省補助金の交付申請に係る書類一式の写し		
ク その他知事が必要と認める書類	その他、必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。	

※1 リースにより車両を導入する場合は、使用者(リース先)のものとあわせて提出してください。

※2 次のいずれかの関係にある会社から車両を調達する場合は、補助対象経費が利益等を排除した金額であると分かる書類を提出してください。

- ・補助事業者自身
- ・100パーセント同一の資本に属するグループ企業
- ・補助事業者の関係会社(上記以外)

(2) 実績報告に必要な書類

ア 神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金実績報告書	別表6第10号様式
イ 環境省補助金の完了実績報告書の写し	
ウ 環境省補助金の実績報告に係る書類一式の写し	
エ 環境省補助金の交付決定通知書の写し	
オ 車両賃貸借契約書の写し (リース事業の場合のみ)	任意様式 ※車両賃貸借契約書には、車両番号や契約期間等の記載が必要です。 もし記載がない場合は、内容の分かる車両受領証や納品書等を添付する必要があります。
カ 補助金振込先情報が記載された通帳等の写し	口座名義人(フリガナ)、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分を添付してください。
キ 神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金仕様変更報告書及び変更に係る書類	別表6第10号様式別紙

※ 交付決定額にその <u>20パーセントを超える影響を及ぼさない補助対象設備の様等を変更した場合のみ</u>	
ク その他知事が必要と認める書類	その他、必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

11 申請内容の変更について

(1) 計画変更時

変更承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金変更承認申請書（別表6第4号様式）
- リースにより導入した場合は、次の書類も提出してください。
- ・変更承認共同申請同意書（別表6第4号様式別紙）

(2) 中止・廃止時

中止・廃止承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金中止・廃止承認申請書（別表6第7号様式）
- リースにより導入した場合は、次の書類も提出してください。
- ・中止・廃止承認共同申請同意書（別表6第7号様式別紙）

(3) 車両を処分する時

財産を処分する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県F Cフォークリフト導入費補助金財産処分等承認申請書（別表6第12号様式）

12 問合せ先

神奈川県脱炭素戦略本部室運輸グループ

F Cフォークリフト導入費補助金担当

電話 045-210-4133（直通）

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

8：30～17：15（12：00～13：00 は除く。）

13 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 F Cフォークリフト導入費補助金担当
--

(注意)

- ・県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。
- ・持込みによる提出は受け付けません。